

平成17年第7回野洲市議会定例会会議録

招集年月日 平成17年12月22日

招集 場所 野洲市役所議場

応招 議員
 1 番 西本 俊吉 2 番 矢野 隆行
 3 番 梶山 幾世 4 番 内田 聡史
 5 番 奥村 治男 6 番 藤村 洋二
 7 番 本田 章紘 8 番 三和 郁子
 9 番 鈴木 市朗 10 番 田中 良隆
 11 番 藤下 茂昭 12 番 中島 一雄
 13 番 田中 孝嗣 14 番 中田 幸子
 15 番 小島 進 17 番 野並 享子
 18 番 小菅 六雄 19 番 原田 薫
 20 番 田中榮太郎 21 番 林 克
 22 番 荒川 泰宏 23 番 河野 司
 24 番 秦 眞治

不応招議員 16番 川口 東洋

出席 議員 応招議員に同じ

欠席 議員 不応招議員に同じ

地方自治法第121条の規定により説明のため出席を求めた者の職氏名

市 長	山崎甚右衛門	助 役	川尻 良治
収 入 役	阪口 和夫	教 育 長	大堀 義治
政策推進部長	山中 重樹	総 務 部 長	山中 清嗣
市 民 健 康 福 祉 部 長	竹澤 良子	都 市 建 設 部 長	北口 守
環境経済部長	米澤 博	教 育 部 長	島村 平治
政 策 推 進 部 次 長	東郷 達雄	総 務 部 次 長	前田 健司
総 務 部 次 長	田中 正二	市 民 健 康 福 祉 部 次 長	高田 一巳
教 育 部 次 長	高田 利江子	都 市 建 設 部 総括マネージャー	堤 文男
環 境 経 済 部 総括マネージャー	佐橋 市衛	広 報 秘 書 課 長	富田 久和

総務課長 竹内 睦夫 企画財政課長 中島 宗七

出席した事務局職員の氏名

事務局長 内堀 悟 事務局次長 井狩 重則

書記 川崎 和美 書記 赤坂 悦男

議事日程

- 第1 会議録署名議員の指名
- 第2 議第133号から議第189号
(野洲市水防協議会条例の一部を改正する条例他56件)
各常任委員長より委員会審査結果報告
質疑、討論、採決
- 第3 決議第1号及び決議第2号
(野洲市「人権尊重のまち」宣言に関する決議(案)他1件)
提出者説明、質疑、討論、採決

追加議事日程

- 第1 意見書第13号及び意見書第14号
(野洲市民生活を支える道路整備の推進と道路財源の確保に関する意見書(案)他1件)
提出者説明、質疑、討論、採決
- 第2 議第195号野洲市北桜財産区管理会委員の選任につき議会の同意を求めることについて
提案理由説明、質疑、討論、採決
- 第3 各常任委員会の所管事務調査について

開議 午前9時28分

議事の経過

(再開)

議長(荒川泰宏君) (午前9時28分) 皆さん、おはようございます。

開会前に教育部長から発言の申し出がありましたので、これを許します。部長。

教育部長(島村平治君) 皆さん、おはようございます。

お手元に配付させていただきました資料を見ていただきたいと思います。これにつま

しては、野洲市立幼稚園条例の一部改正に伴う関係資料であります。文教福祉常任委員会で、野洲市立幼稚園条例の一部改正に伴う議案審議におきまして関係資料の提供を受けましたので、幼稚園預かり保育規則の一部改正、その規則の議案資料を追加したものでありますので、よろしく願いいたします。

つきましては、本規則の主な改正しました要項を簡単にご説明させていただきます。主な改正点でございますが、新旧対照表を見ていただきたいと思います。預かり保育の定員及び中主幼稚園の字句を「幼稚園」と改正するものでございます。

改正する主な条項でございますが、第1条から第5条までは「中主幼稚園」を「幼稚園」ということで字句の変更、第7条では、預かり保育の開設時間は変更いたしません、教育委員会が必要と認める場合は変更することができるという条文の追加でございます。第8条では、定員の90人を中主幼稚園90人、三上幼稚園22人と改めるものが主な改正点でありますので、ご理解賜りますようよろしくお願い申し上げます。

以上、説明とさせていただきます。

議長（荒川泰宏君） ただいまの出席議員は、23名であります。定足数に達しておりますので、本日の会議を開きます。

日程に先立ち、諸般の報告をいたします。

出席議員23名、欠席議員1名。欠席議員は、16番川口東洋君であります。

次に、本日の議事日程はお手元に配付しております議事日程表のとおりであります。

次に、本日説明員として出席通知のあった者の職氏名は、配付いたしております文書のとおりでありますので、ご了承願います。

これより日程に入ります。

（日程第1）

議長（荒川泰宏君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第120条の規定により、第13番、田中孝嗣君、第14番、中田幸子君を指名いたします。

（日程第2）

議長（荒川泰宏君） 日程第2、各常任委員長より委員会審査報告書が提出されておりますので、議第133号から議第189号までを一括議題とし、各常任委員長の報告を求めます。

まず、総務常任委員長の報告を求めます。

第15番 小島進君。

15番(小島 進君) 皆さん、おはようございます。15番、小島です。総務常任委員会の審査報告を申し上げます。

去る12月12日の本会議におきまして総務常任委員会に付託を受けました議案を審査するため、12月16日に委員会を招集し、委員全員出席のもと、市長をはじめ関係部課長の出席を求め、慎重に審査いたしました結果についてご報告申し上げます。

議第134号野洲市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例、議第135号野洲市通学区域審議会条例等の一部を改正する条例、議第143号平成17年度野洲市一般会計補正予算(第5号)中、本委員会に付託を受けました関係予算、議第152号工事請負契約について、議第154号指定管理者の指定につき議決を求めることについて(コミュニティセンターぎおう) 議第155号指定管理者の指定につき議決を求めることについて(コミュニティセンターしのはら) 議第156号指定管理者の指定につき議決を求めることについて(コミュニティセンターみかみ) 議第157号指定管理者の指定につき議決を求めることについて(コミュニティセンターきたの) 議第158号指定管理者の指定につき議決を求めることについて(コミュニティセンターやす) 以上の9議案を議題とし、詳細な説明を受け、質疑応答を繰り返し、慎重に審査いたしました結果、すべての議案は全員賛成にて原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上、総務常任委員会に付託を受けました議案についての審査結果の報告といたします。

なお、総務常任委員会としての所管事務調査は、地方自治、地方分権社会に向けたまちづくりについてを任期中の調査事項とし、閉会中も継続して調査等を行えることに決定いたしました。よろしく申し上げます。

議長(荒川泰宏君) これより、総務常任委員長の報告に対する質疑を行います。

ご質疑はございませんか。

(「なし」の声あり)

議長(荒川泰宏君) ご質疑がないようですので、これをもって質疑を終結いたします。

次に、文教福祉常任委員長の報告を求めます。

第12番 中島一雄君。

12番(中島一雄君) 皆さん、おはようございます。12番、中島一雄でございます。

去る12月12日の本会議におきまして文教福祉常任委員会に付託を受けました議案を審査するため、12月19日に委員会を招集し、委員全員出席のもと、市長をはじめ関係

部課長の出席を求め、慎重に審議をいたしました結果についてご報告を申し上げます。

議第134号野洲市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例、議第135号野洲市通学区域審議会条例等の一部を改正する条例、議第137号野洲市立幼稚園条例の一部を改正する条例、議第143号平成17年度野洲市一般会計補正予算(第5号)中、本委員会に付託を受けました関係予算、議第144号平成17年度野洲市国民健康保険事業特別会計補正予算(第1号)、議第145号平成17年度野洲市老人保健事業特別会計補正予算(第2号)、議第146号平成17年度野洲市介護保険事業特別会計補正予算(第2号)、議第159号指定管理者の指定につき議決を求めることについて(中主ふれあいセンター)、議第160号指定管理者の指定につき議決を求めることについて(野洲市ふれあい共同作業所)、議第161号指定管理者の指定につき議決を求めることについて(中主こどもの家ほか)、議第162号指定管理者の指定につき議決を求めることについて(中主デイサービスセンターほか)、議第163号指定管理者の指定につき議決を求めることについて(野洲市老人福祉センター)、議第164号指定管理者の指定につき議決を求めることについて(比江老人憩の家)、議第165号指定管理者の指定につき議決を求めることについて(木部老人憩の家)、議第166号指定管理者の指定につき議決を求めることについて(井口老人憩の家)、議第167号指定管理者の指定につき議決を求めることについて(吉川老人憩の家)、議第168号指定管理者の指定につき議決を求めることについて(西河原老人憩の家)、議第169号指定管理者の指定につき議決を求めることについて(野田老人憩の家)、議第170号指定管理者の指定につき議決を求めることについて(安治老人憩の家)、議第171号指定管理者の指定につき議決を求めることについて(比留田老人憩の家)、議第172号指定管理者の指定につき議決を求めることについて(六条老人憩の家)、議第173号指定管理者の指定につき議決を求めることについて(八夫老人憩の家)、議第174号指定管理者の指定につき議決を求めることについて(北比江老人憩の家)、議第182号指定管理者の指定につき議決を求めることについて(野洲市中央公民館ほか)、議第183号指定管理者の指定につき議決を求めることについて(野洲文化ホールほか)、議第184号指定管理者の指定につき議決を求めることについて(野洲市総合体育館)、議第185号指定管理者の指定につき議決を求めることについて(野洲市中主B&G海洋センター)、議第186号指定管理者の指定につき議決を求めることについて(野洲市市民グラウンド)、議第187号指定管理者の指定につき議決を求めることについて(野洲市体育センター)、以上29議案を議題として、詳細な説明を受け、質疑応答

を繰り返し、慎重に審議をいたしました結果、すべての議案は全員賛成にて原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上、文教福祉常任委員会に付託を受けました議案についての審査結果の報告といたします。

なお、文教福祉常任委員会としての所管事務調査は、福祉施策及び教育のあり方についてを任期中の調査事項とし、閉会中も継続して調査等を行えることに決定しましたので、ご報告いたします。以上であります。

議長（荒川泰宏君） これより、文教福祉常任委員長の報告に対する質疑を行います。ご質疑はございませんか。

（「なし」の声あり）

議長（荒川泰宏君） ご質疑がないようですので、これをもって質疑を終結いたします。次に、環境経済建設常任委員長の報告を求めます。

第10番 田中良隆君。

10番（田中良隆君） 10番、田中良隆でございます。それでは、環境経済建設常任委員会の委員長報告をいたします。

去る12月12日の本会議におきまして環境経済建設常任委員会に付託を受けました議案を審査するために、12月20日に委員会を招集し、委員全員出席のもと、市長をはじめ関係部課長の出席を求め、慎重に審査いたしました結果についてご報告を申し上げます。

議第133号野洲市水防協議会条例の一部を改正する条例、議第136号野洲市使用料条例の一部を改正する条例、議第138号野洲市公共下水道使用料条例の一部を改正する条例、議第139号野洲市農業集落排水処理施設使用料条例の一部を改正する条例、議第140号野洲市都市公園条例の一部を改正する条例、議第141号野洲市営住宅管理条例の一部を改正する条例、議第142号野洲市水道事業給水条例の一部を改正する条例、議第143号平成17年度野洲市一般会計補正予算（第5号）中、歳出の部、衛生費中、第2項、第3項、労働費、農林水産業費、商工費、土木費、関係する歳入、議第147号平成17年度野洲市下水道事業特別会計補正予算（第2号）、議第148号平成17年度野洲市野洲川農地開発事業特別会計補正予算（第1号）、議第149号平成17年度野洲市工業団地等整備事業特別会計補正予算（第1号）、議第150号平成17年度野洲市土地取得特別会計補正予算（第1号）、議第151号平成17年度野洲市水道事業会計補正予算（第2号）、議第153号工事請負契約について、議第175号指定管理者の指定につき議決を求

めることについて(北比江集会所)議第176号指定管理者の指定につき議決を求めることについて(野洲市野洲川河川公園)議第177号指定管理者の指定につき議決を求めることについて(野洲市三上集楽センター)議第178号指定管理者の指定につき議決を求めることについて(北比江農機具保管庫ほか)議第179号指定管理者の指定につき議決を求めることについて(菖蒲漁港ほか)議第180号指定管理者の指定につき議決を求めることについて(野洲市大型共同作業所)議第181号指定管理者の指定につき議決を求めることについて(野洲市シルバーワークプラザ中主ほか)議第188号字の区域及び名称の変更について、議第189号公の施設の区域外設置に関する協議につき議決を求めることについて、以上23議案を議題とし、詳細な説明を受け、質疑応答を繰り返し、慎重に審査いたしました結果、すべての議案は全員賛成にて原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上、環境経済建設常任委員会に付託を受けました議案についての審査結果の報告といたします。

なお、環境経済建設常任委員会としての所管事務調査は、環境施策、産業基盤及び都市基盤整備についてを任期中の調査事項とし、閉会中も継続して調査等を行えることに決定しましたので、ご報告いたします。以上でございます。

議長(荒川泰宏君) これより、環境経済建設常任委員長の報告に対する質疑を行います。

ご質疑はございませんか。

(「なし」の声あり)

議長(荒川泰宏君) ご質疑がないようですので、これをもって質疑を終結いたします。それでは、ただいま議題となっております各議案について、順次討論及び採決をいたします。

まず、議第133号については、通告による討論はございません。

これより採決いたします。

お諮りいたします。

本案は環境経済建設常任委員長の報告のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

(全員起立)

議長(荒川泰宏君) ご着席願います。起立全員であります。よって、議第133号野洲市水防協議会条例の一部を改正する条例は、環境経済建設常任委員長の報告のとおり可

決されました。

次に、議第134号については、通告による討論はございません。

これより採決いたします。

お諮りいたします。

本案は総務常任委員長及び文教福祉常任委員長の報告のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

(全員起立)

議長(荒川泰宏君) ご着席願います。起立全員であります。よって、議第134号野洲市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例は、総務常任委員長及び文教福祉常任委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議第135号については、通告による討論はございません。

これより採決いたします。

お諮りいたします。

本案は総務常任委員長及び文教福祉常任委員長の報告のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

(全員起立)

議長(荒川泰宏君) ご着席願います。起立全員であります。よって、議第135号野洲市通学区域審議会条例等の一部を改正する条例は、総務常任委員長及び文教福祉常任委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議第136号については、通告による討論はございません。

これより採決いたします。

お諮りいたします。

本案は環境経済建設常任委員長の報告のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

(全員起立)

議長(荒川泰宏君) ご着席願います。起立全員であります。よって、議第136号野洲市使用料条例の一部を改正する条例は、環境経済建設常任委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議第137号については、通告による討論はございません。

これより採決いたします。

お諮りいたします。

本案は文教福祉常任委員長の報告のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

(多数起立)

議長(荒川泰宏君) ご着席願います。起立多数であります。よって、議第137号野洲市立幼稚園条例の一部を改正する条例は、文教福祉常任委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議第138号については、討論通告書が提出されておりますので、順次これを許します。

まず、第18番 小菅六雄君。

18番(小菅六雄君) 私は、議第138号についての反対討論を行います。なお、139号についても同様の趣旨で反対を表明しておきます。

今回の旧2町の料金統一につきましては、合併協議会の方針であり、また、経営計画の見直しによるものとされています。しかし、改正案では、合併協議会では明らかにされていなかった経営計画という名のもと、約10%の値上げが盛り込まれており、これは私は調整方針に反するもので、市民が納得できる合理的理由がないと考えます。

議案質疑の際にも言いましたが、旧2町の合併協議会では18年度から料金を統一することを決めていました。このときの当局の試算資料では、下水道料金については、標準家庭で月25トン使用の場合、旧中主町が3,176円、旧野洲町が3,140円であり、大きな開きがなく、よって、料金値上げを伴わない統一料金で調整するというのが全体の当時の確認であったと思います。ところが、今回の料金統一案では、合併協議会では検討事項になかった今後の経営計画という名のもと、値上げをしようとしています。

しかし、合併後の料金統一を協議した平成15年8月12日の第11回合併協議会での事務局の説明では、今後とも現状の下水道料金を維持することを前提に考えている。また、そうしたことから、合併後、翌々年度の料金については現状を維持していき、不足分については一般会計からの繰り入れにより運営していくとされています。つまり、先に言いましたように、値上げを伴わない料金統一が提案され、その案を合併協議会は調整方針として了承されたのであります。これは、協議会の議論で、負担は低い方に、サービスは高い方という意見を反映しての当局の提案であり、これに反して新たに経営計画という新たな理由を持ち出しての値上げは認められないと思います。

2点目は、合併直後の料金統一という意味では、行政努力が見受けられない点であります。今回の値上げ案は、結論的には一般会計からの繰り入れを減額し、その穴埋めを市民

に料金値上げで賄うというものであります。

これも議案審議で言いましたように、市が明らかにしました、平成18年度から22年度までの5カ年の収支計画を見ますと、今回の料金値上げ分、一般会計からの繰り入れを減額しています。このことにより、繰入率は約36%であります。しかし、この繰入額は近隣市から見て低いものであります。これも言いましたが、守山市では15年度で41%、草津市では38%、近江八幡市では37%であります。ちなみに、旧中主町では61%でありました。つまり、今回の値上げは5箇年計画の健全計画という言葉を使うだけで、実態は合併協議会の調整方針にも反し、同時に市民犠牲の料金改定と私は考えます。

以上の理由で、今回の議138号については賛成できないもので、反対を表明いたします。

議長（荒川泰宏君） 次に、第14番 中田幸子君。

14番（中田幸子君） 14番、中田幸子でございます。

ただいま議題となっております議第138号野洲市公共下水道使用料条例の一部を改正する条例について、賛成討論をいたします。

下水道は、私たちの日常生活に必要不可欠な施設で、生活環境の改善と公共用水域の水質を保全するためにも重要な施設でございます。このようなことから、昭和50年より積極的に整備を進めてこられた結果、ほぼ野洲市内全域の下水道普及にも目処が付いてきたところでございます。河川等の水質におきましても著しい改善が見られております。

今後の下水道事業におきましては、築造の時代から維持管理の時代へと変換し、今日までの多額の補助を受けて遂行されてまいりましたような新規財源の見込みは非常に厳しいものがあると認識しております。

市内には公共下水道をはじめ、特定管渠下水道並びに農業集落排水の3種類の下水道施設があり、その延長は278.2キロであります。平成17年4月現在の使用済み延長で最終的には約300キロ程度になります。また、当初、築造年は昭和50年ごろからで、今日で約30年の経年の管があり、耐用年数や長期の使用による樹木の根の侵入、あるいは不明水の浸透等の処理と未然防止に莫大な費用が必要となります。

今回提案の使用料条例の一部を改正する条例につきましては、経済のわずかな上向きはあるものの、まだまだ厳しい社会情勢の折、身につまされるものはありますが、快適な生活環境の維持と、公共水域の水質が良好に保全され、すぐれた地域環境が代々受け継がれることを期待し、ただいま提案中の野洲市公共下水道使用料条例の一部を改正する条例に

ついて、賛成するものでございます。皆様にご賛同いただけますようお願い申し上げ、賛成討論といたします。

議長（荒川泰宏君） 以上で、討論を終結いたします。

これより採決いたします。

お諮りいたします。

本案は環境経済建設常任委員長の報告のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

（多数起立）

議長（荒川泰宏君） ご着席願います。起立多数であります。よって、議第138号野洲市公共下水道使用料条例の一部を改正する条例は、環境経済建設常任委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議第139号については、通告による討論はございません。

これより採決いたします。

お諮りいたします。

本案は環境経済建設常任委員長の報告のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

（多数起立）

議長（荒川泰宏君） ご着席願います。起立多数であります。よって、議第139号野洲市農業集落排水処理施設使用料条例の一部を改正する条例は、環境経済建設常任委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議第140号については、通告による討論はございません。

これより採決いたします。

お諮りいたします。

本案は環境経済建設常任委員長の報告のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

（全員起立）

議長（荒川泰宏君） ご着席願います。起立全員であります。よって、議第140号野洲市都市公園条例の一部を改正する条例は、環境経済建設常任委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議第141号については、通告による討論はございません。

これより採決いたします。

お諮りいたします。

本案は環境経済建設常任委員長の報告のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

(全員起立)

議長 (荒川泰宏君) ご着席願います。起立全員であります。よって、議第 1 4 1 号野洲市営住宅管理条例の一部を改正する条例は、環境経済建設常任委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議第 1 4 2 号については、通告による討論はございません。

これより採決いたします。

お諮りいたします。

本案は環境経済建設常任委員長の報告のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

(全員起立)

議長 (荒川泰宏君) ご着席願います。起立全員であります。よって、議第 1 4 2 号野洲市水道事業給水条例の一部を改正する条例は、環境経済建設常任委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議第 1 4 3 号については、通告による討論はございません。

これより採決いたします。

お諮りいたします。

本案は各常任委員長の報告のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

(全員起立)

議長 (荒川泰宏君) ご着席願います。起立全員であります。よって、議第 1 4 3 号平成 1 7 年度野洲市一般会計補正予算 (第 5 号) は、各常任委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議第 1 4 4 号については、通告による討論はございません。

これより採決いたします。

お諮りいたします。

本案は文教福祉常任委員長の報告のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

(全員起立)

議長 (荒川泰宏君) ご着席願います。起立全員であります。よって、議第 1 4 4 号平成 1 7 年度野洲市国民健康保険事業特別会計補正予算 (第 1 号) は、文教福祉常任委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議第 1 4 5 号については、通告による討論はございません。

これより採決いたします。

お諮りいたします。

本案は文教福祉常任委員長の報告のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

(全員起立)

議長(荒川泰宏君) ご着席願います。起立全員であります。よって、議第145号平成17年度野洲市老人保健事業特別会計補正予算(第2号) は、文教福祉常任委員長の報告のとおり可決されました。

次に、まず、議第146号については、通告による討論はございません。

これより採決いたします。

お諮りいたします。

本案は文教福祉常任委員長の報告のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

(全員起立)

議長(荒川泰宏君) ご着席願います。起立全員であります。よって、議第146号平成17年度野洲市介護保険事業特別会計補正予算(第2号) は、文教福祉常任委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議第147号については、通告による討論はございません。

これより採決いたします。

お諮りいたします。

本案は環境経済建設常任委員長の報告のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

(全員起立)

議長(荒川泰宏君) ご着席願います。起立全員であります。よって、議第147号平成17年度野洲市下水道事業特別会計補正予算(第2号) は、環境経済建設常任委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議第148号については、通告による討論はございません。

これより採決いたします。

お諮りいたします。

本案は環境経済建設常任委員長の報告のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

(全員起立)

議長(荒川泰宏君) ご着席願います。起立全員であります。よって、議第148号平成17年度野洲市野洲川農地開発事業特別会計補正予算(第1号) は、環境経済建設常任委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議第149号については、通告による討論はございません。

これより採決いたします。

お諮りいたします。

本案は環境経済建設常任委員長の報告のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

(全員起立)

議長(荒川泰宏君) ご着席願います。起立全員であります。よって、議第149号平成17年度野洲市工業団地等整備事業特別会計補正予算(第1号)は、環境経済建設常任委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議第150号については、通告による討論はございません。

これより採決いたします。

お諮りいたします。

本案は環境経済建設常任委員長の報告のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

(全員起立)

議長(荒川泰宏君) ご着席願います。起立全員であります。よって、議第150号平成17年度野洲市土地取得特別会計補正予算(第1号)は、環境経済建設常任委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議第151号については、通告による討論はございません。

これより採決いたします。

お諮りいたします。

本案は環境経済建設常任委員長の報告のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

(全員起立)

議長(荒川泰宏君) ご着席願います。起立全員であります。よって、議第151号平成17年度野洲市水道事業会計補正予算(第2号)は、環境経済建設常任委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議第152号については、通告による討論はございません。

これより採決いたします。

お諮りいたします。

本案は総務常任委員長の報告のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

(全員起立)

議長(荒川泰宏君) ご着席願います。起立全員であります。よって、議第152号工

事請負契約について（コミュニティセンターなかさと建築工事）は、総務常任委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議第153号については、通告による討論はございません。

これより採決いたします。

お諮りいたします。

本案は環境経済建設常任委員長の報告のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

（全員起立）

議長（荒川泰宏君） ご着席願います。起立全員であります。よって、議第153号工事請負契約について（市営住宅新上屋団地第4期建設工事）は、環境経済建設常任委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議第154号については、通告による討論はございません。

これより採決いたします。

お諮りいたします。

本案は総務常任委員長の報告のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

（全員起立）

議長（荒川泰宏君） ご着席願います。起立全員であります。よって、議第154号指定管理者の指定につき議決を求めることについて（コミュニティセンターぎおう）は、総務常任委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議第155号については、通告による討論はございません。

これより採決いたします。

お諮りいたします。

本案は総務常任委員長の報告のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

（全員起立）

議長（荒川泰宏君） ご着席願います。起立全員であります。よって、議第155号指定管理者の指定につき議決を求めることについて（コミュニティセンターしのはら）は、総務常任委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議第156号については、通告による討論はございません。

これより採決いたします。

お諮りいたします。

本案は総務常任委員長の報告のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

(全員起立)

議長(荒川泰宏君) ご着席願います。起立全員であります。よって、議第156号指定管理者の指定につき議決を求めることについて(コミュニティセンターみかみ)は、総務常任委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議第157号については、通告による討論はございません。

これより採決いたします。

お諮りいたします。

本案は総務常任委員長の報告のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

(全員起立)

議長(荒川泰宏君) ご着席願います。起立全員であります。よって、議第157号指定管理者の指定につき議決を求めることについて(コミュニティセンターきたの)は、総務常任委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議第158号については、通告による討論はございません。

これより採決いたします。

お諮りいたします。

本案は総務常任委員長の報告のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

(全員起立)

議長(荒川泰宏君) ご着席願います。起立全員であります。よって、議第158号指定管理者の指定につき議決を求めることについて(コミュニティセンターやす)は、総務常任委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議第159号については、通告による討論はございません。

これより採決いたします。

お諮りいたします。

本案は文教福祉常任委員長の報告のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

(全員起立)

議長(荒川泰宏君) ご着席願います。起立全員であります。よって、議第159号指定管理者の指定につき議決を求めることについて(中主ふれあいセンター)は、文教福祉常任委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議第160号については、通告による討論はございません。

これより採決いたします。

お諮りいたします。

本案は文教福祉常任委員長の報告のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

(全員起立)

議長(荒川泰宏君) ご着席願います。起立全員であります。よって、議第160号指定管理者の指定につき議決を求めることについて(野洲市ふれあい共同作業所)は、文教福祉常任委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議第161号については、通告による討論はございません。

これより採決いたします。

お諮りいたします。

本案は文教福祉常任委員長の報告のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

(全員起立)

議長(荒川泰宏君) ご着席願います。起立全員であります。よって、議第161号指定管理者の指定につき議決を求めることについて(中主こどもの家ほか)は、文教福祉常任委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議第162号については、通告による討論はございません。

これより採決いたします。

お諮りいたします。

本案は文教福祉常任委員長の報告のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

(全員起立)

議長(荒川泰宏君) ご着席願います。起立全員であります。よって、議第162号指定管理者の指定につき議決を求めることについて(中主デイサービスセンターほか)は、文教福祉常任委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議第163号については、通告による討論はございません。

これより採決いたします。

お諮りいたします。

本案は文教福祉常任委員長の報告のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

(全員起立)

議長(荒川泰宏君) ご着席願います。起立全員であります。よって、議第163号指定管理者の指定につき議決を求めることについて(野洲市老人福祉センター)は、文教福祉常任委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議第164号については、通告による討論はございません。

これより採決いたします。

お諮りいたします。

本案は文教福祉常任委員長の報告のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

(全員起立)

議長(荒川泰宏君) ご着席願います。起立全員であります。よって、議第164号指定管理者の指定につき議決を求めることについて(比江老人憩の家)は、文教福祉常任委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議第165号については、通告による討論はございません。

これより採決いたします。

お諮りいたします。

本案は文教福祉常任委員長の報告のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

(全員起立)

議長(荒川泰宏君) ご着席願います。起立全員であります。よって、議第165号指定管理者の指定につき議決を求めることについて(木部老人憩の家)は、文教福祉常任委員長の報告のとおり可決されました。

暫時休憩いたします。再開を10時35分といたします。

(午前10時15分 休憩)

(午前10時38分 再開)

議長(荒川泰宏君) 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、議第166号については、通告による討論はございません。

これより採決いたします。

お諮りいたします。

本案は文教福祉常任委員長の報告のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

(全員起立)

議長(荒川泰宏君) ご着席願います。起立全員であります。よって、議第166号指定管理者の指定につき議決を求めることについて(井口老人憩の家)は、文教福祉常任委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議第167号については、通告による討論はございません。

これより採決いたします。

お諮りいたします。

本案は文教福祉常任委員長の報告のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

(全員起立)

議長(荒川泰宏君) ご着席願います。起立全員であります。よって、議第167号指定管理者の指定につき議決を求めることについて(吉川老人憩の家)は、文教福祉常任委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議第168号については、通告による討論はございません。

これより採決いたします。

お諮りいたします。

本案は文教福祉常任委員長の報告のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

(全員起立)

議長(荒川泰宏君) ご着席願います。起立全員であります。よって、議第168号指定管理者の指定につき議決を求めることについて(西河原老人憩の家)は、文教福祉常任委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議第169号については、通告による討論はございません。

これより採決いたします。

お諮りいたします。

本案は文教福祉常任委員長の報告のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

(全員起立)

議長(荒川泰宏君) ご着席願います。起立全員であります。よって、議第169号指定管理者の指定につき議決を求めることについて(野田老人憩の家)は、文教福祉常任委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議第170号については、通告による討論はございません。

これより採決いたします。

お諮りいたします。

本案は文教福祉常任委員長の報告のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

(全員起立)

議長(荒川泰宏君) ご着席願います。起立全員であります。よって、議第170号指定管理者の指定につき議決を求めることについて(安治老人憩の家)は、文教福祉常任委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議第171号については、通告による討論はございません。

これより採決いたします。

お諮りいたします。

本案は文教福祉常任委員長の報告のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

(全員起立)

議長(荒川泰宏君) ご着席願います。起立全員であります。よって、議第171号指定管理者の指定につき議決を求めることについて(比留田老人憩の家)は、文教福祉常任委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議第172号については、通告による討論はございません。

これより採決いたします。

お諮りいたします。

本案は文教福祉常任委員長の報告のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

(全員起立)

議長(荒川泰宏君) ご着席願います。起立全員であります。よって、議第172号指定管理者の指定につき議決を求めることについて(六条老人憩の家)は、文教福祉常任委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議第173号については、通告による討論はございません。

これより採決いたします。

お諮りいたします。

本案は文教福祉常任委員長の報告のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

(全員起立)

議長(荒川泰宏君) ご着席願います。起立全員であります。よって、議第173号指定管理者の指定につき議決を求めることについて(八夫老人憩の家)は、文教福祉常任委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議第174号については、通告による討論はございません。

これより採決いたします。

お諮りいたします。

本案は文教福祉常任委員長の報告のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

(全員起立)

議長(荒川泰宏君) ご着席願います。起立全員であります。よって、議第174号指

定管理者の指定につき議決を求めることについて（北比江老人憩の家）は、文教福祉常任委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議第175号については、通告による討論はございません。

これより採決いたします。

お諮りいたします。

本案は環境経済建設常任委員長の報告のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

（全員起立）

議長（荒川泰宏君） ご着席願います。起立全員であります。よって、議第175号指定管理者の指定につき議決を求めることについて（北比江集会所）は、環境経済建設常任委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議第176号については、通告による討論はございません。

これより採決いたします。

お諮りいたします。

本案は環境経済建設常任委員長の報告のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

（全員起立）

議長（荒川泰宏君） ご着席願います。起立全員であります。よって、議第176号指定管理者の指定につき議決を求めることについて（野洲市野洲川河川公園）は、環境経済建設常任委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議第177号については、通告による討論はございません。

これより採決いたします。

お諮りいたします。

本案は環境経済建設常任委員長の報告のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

（全員起立）

議長（荒川泰宏君） ご着席願います。起立全員であります。よって、議第177号指定管理者の指定につき議決を求めることについて（野洲市三上集楽センター）は、環境経済建設常任委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議第178号については、通告による討論はございません。

これより採決いたします。

お諮りいたします。

本案は環境経済建設常任委員長の報告のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

(全員起立)

議長 (荒川泰宏君) ご着席願います。起立全員であります。よって、議第 178 号指定管理者の指定につき議決を求めることについて (北比江農機具保管庫ほか) は、環境経済建設常任委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議第 179 号については、通告による討論はございません。

これより採決いたします。

お諮りいたします。

本案は環境経済建設常任委員長の報告のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

(全員起立)

議長 (荒川泰宏君) ご着席願います。起立全員であります。よって、議第 179 号指定管理者の指定につき議決を求めることについて (菖蒲漁港ほか) は、環境経済建設常任委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議第 180 号については、通告による討論はございません。

これより採決いたします。

お諮りいたします。

本案は環境経済建設常任委員長の報告のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

(全員起立)

議長 (荒川泰宏君) ご着席願います。起立全員であります。よって、議第 180 号指定管理者の指定につき議決を求めることについて (野洲市大型共同作業所) は、環境経済建設常任委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議第 181 号については、通告による討論はございません。

これより採決いたします。

お諮りいたします。

本案は環境経済建設常任委員長の報告のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

(全員起立)

議長 (荒川泰宏君) ご着席願います。起立全員であります。よって、議第 181 号指定管理者の指定につき議決を求めることについて (野洲市シルバーワークプラザ中主ほか) は、環境経済建設常任委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議第 182 号については、通告による討論はございません。

これより採決いたします。

お諮りいたします。

本案は文教福祉常任委員長の報告のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

(全員起立)

議長(荒川泰宏君) ご着席願います。起立全員であります。よって、議第182号指定管理者の指定につき議決を求めることについて(野洲市中央公民館ほか)は、文教福祉常任委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議第183号については、通告による討論はございません。

これより採決いたします。

お諮りいたします。

本案は文教福祉常任委員長の報告のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

(全員起立)

議長(荒川泰宏君) ご着席願います。起立全員であります。よって、議第183号指定管理者の指定につき議決を求めることについて(野洲文化ホールほか)は、文教福祉常任委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議第184号については、通告による討論はございません。

これより採決いたします。

お諮りいたします。

本案は文教福祉常任委員長の報告のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

(全員起立)

議長(荒川泰宏君) ご着席願います。起立全員であります。よって、議第184号指定管理者の指定につき議決を求めることについて(野洲市総合体育館)は、文教福祉常任委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議第185号については、通告による討論はございません。

これより採決いたします。

お諮りいたします。

本案は文教福祉常任委員長の報告のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

(全員起立)

議長(荒川泰宏君) ご着席願います。起立全員であります。よって、議第185号指定管理者の指定につき議決を求めることについて(野洲市中主B & G 海洋センター)は、文教福祉常任委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議第186号については、通告による討論はございません。

これより採決いたします。

お諮りいたします。

本案は文教福祉常任委員長の報告のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

(全員起立)

議長(荒川泰宏君) ご着席願います。起立全員であります。よって、議第186号指定管理者の指定につき議決を求めることについて(野洲市市民グラウンド)は、文教福祉常任委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議第187号については、通告による討論はございません。

これより採決いたします。

お諮りいたします。

本案は文教福祉常任委員長の報告のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

(全員起立)

議長(荒川泰宏君) ご着席願います。起立全員であります。よって、議第187号指定管理者の指定につき議決を求めることについて(野洲市体育センター)は、文教福祉常任委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議第188号については、通告による討論はございません。

これより採決いたします。

お諮りいたします。

本案は環境経済建設常任委員長の報告のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

(全員起立)

議長(荒川泰宏君) ご着席願います。起立全員であります。よって、議第188号字の区域及び名称の変更については、環境経済建設常任委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議第189号については、通告による討論はございません。

これより採決いたします。

お諮りいたします。

本案は環境経済建設常任委員長の報告のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

(全員起立)

議長(荒川泰宏君) ご着席願います。起立全員であります。よって、議第189号公

の施設の区域外設置に関する協議につき議決を求めることについては、環境経済建設常任委員長の報告のとおり可決されました。

(日程第 3)

議長(荒川泰宏君) 日程第 3、決議第 1 号野洲市「人権尊重のまち」宣言に関する決議(案) 及び決議第 2 号「豊かな自然と歴史に彩られたまち・野洲市」平和都市宣言に関する決議(案) を一括議題といたします。

それでは、決議第 1 号につきまして、提出者の説明を求めます。

第 3 番 梶山幾世君。

3 番(梶山幾世君) 3 番、梶山幾世でございます。

ただいま議題となっております決議第 1 号野洲市「人権尊重のまち」宣言に関する決議(案) について、提案理由の説明を申し上げます。

この「人権尊重のまち」宣言につきましては、旧中主・野洲の両町で宣言をいたしておりましたが、合併と同時に失効となっております。そこで、本市議会として新市の宣言を早急に決議すべく、提案するものでございます。

なお、この宣言文につきましては、野洲市人権施策審議会におきまして宣言文の起草部会が設置され、文案の提言がされており、その内容を尊重したものであります。

それでは、決議文案を朗読し、提案理由とさせていただきます。

人権とは、人間が幸せに生きていく権利で、すべての人が生まれながらにして持っている基本的な権利です。

私たちは、「人権の共存」を基本に掲げ、人権を侵さず、侵されず、互いに助け合い、明るく住みよい地域社会を築きます。

そのために、私たち一人ひとりが人権の尊重と擁護について正しい理解と認識を深め、誰もが大切にされ安心して暮らせるまちづくりへの実践を誓い、ここに野洲市を「人権尊重のまち」とすることを宣言します。

以上、決議する。

平成 17 年 12 月 22 日。

滋賀県野洲市議会。

議長(荒川泰宏君) 次に、決議第 2 号につきまして、提出者の説明を求めます。

第 23 番 河野司君。

23 番(河野 司君) ただいま議題となっております決議第 2 号「豊かな自然と歴史

に彩られたまち・野洲市」平和都市宣言に関する決議（案）について、提案理由のご説明を申し上げます。

この平和都市宣言につきましては、旧中主また野洲の両町で宣言をいたしておりましたが、合併と同時にそれが失効となっております。そこで、本市議会といたしまして新市の宣言を早急に決議すべく、提案するものでございます。

なお、この宣言文につきましては、野洲市人権施策審議会におきまして宣言文の起草部会が設置されまして、そして文案の提言がされており、その内容を尊重したものでございます。

それでは、決議文案を朗読いたしまして、提案理由とさせていただきます。

「豊かな自然と歴史に彩られたまち・野洲市」平和都市宣言に関する決議（案）

世界の平和の実現と核兵器の廃絶は、私たち人類共通の願いでございます。

しかし、今なお、核兵器の脅威をはじめ、悲惨な争いが後を絶たず、人類の平和と地球環境が脅かされております。

私たちは、世界で唯一の被爆国の国民として、広島、長崎のような悲惨な体験を二度と繰り返さないよう、非核三原則を堅持し、すべての国のあらゆる核兵器を速やかに廃絶しなければなりません。

戦後、日本は憲法で恒久平和を宣言し、安全と生存のための努力を今日まで続けてきました。再び戦禍をこうむることなく、私たちは平和の恩恵を享受しております。この自由で健康な日々を送れることの喜びを世界中の人々と共有できることを強く望むものでございます。

私たち野洲市民は、人権と環境がすべてにおいて守られている社会の実現を目指すと共に、世界の恒久平和と核兵器廃絶を誓い、ここに「豊かな自然と歴史に彩られたまち・野洲市」を平和都市とすることを宣言いたします。

以上、決議する。

平成17年12月22日。

滋賀県野洲市議会。

以上です。

議長（荒川泰宏君） すべての提出者の説明が終わりました。

これより、決議第1号及び決議第2号について質疑を行います。

ご質疑はございませんか。

(「なし」の声あり)

議長(荒川泰宏君) ご質疑がないようですので、これをもって質疑を終結いたします。
お諮りいたします。

決議第1号及び決議第2号につきましては、会議規則第39条第2項の規定により委員会付託を省略いたしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(荒川泰宏君) ご異議なしと認めます。

よって、決議第1号及び決議第2号につきましては、委員会付託を省略することに決定しました。

次に、決議第1号及び決議第2号について討論を行います。

討論はございますか。

暫時休憩いたします。

(午前10時57分 休憩)

(午前11時08分 再開)

議長(荒川泰宏君) 休憩前に引き続き会議を開きます。

決議第1号について、討論通告書が提出されましたので、順次これを許します。

第17番 野並享子君。

17番(野並享子君) 決議第1号野洲市「人権尊重のまち」宣言に関する決議につきまして、反対討論を行います。

基本的な人権に関しましては憲法でうたわれており、あえて今日的にする必要はありません。市民は憲法や教育基本法に基づき教育を受けており、日々研さんしています。これまでの経過を見れば、人権宣言や人権条例を求めたのは、部落差別を特別に扱い、さらなる施策の継続を願い、永遠に同和対策事業を続けることを求める根拠にするためでした。平成14年3月をもって同和対策事業は特別措置法もなくなり、終結しました。今後は一般対策で行うことが国や県でも明らかになっています。

これまで旧野洲町での同和事業の法的根拠を求めてきたとき、野洲町の同和対策審議会の答申と人権擁護条例に基づき、法のあるなしにかかわらず行っていると答弁していました。また、旧中主町においては同和対策審議会を廃止し、一般対策で行っていく方向で進んでいました。特別措置法が終結した今日においては、新たな宣言をすれば、特別措置法を廃止していった精神に反します。

この宣言の次なる提案は、10月12日に出されました野洲市同和対策審議会の答申において同和対策基本計画、同実施計画の策定の推進が求められています。差別がある限り同和対策は続けていくということになっています。旧野洲町においては、同和行政の法的根拠はないが、条例に基づき行っていると言われてきた経過を見るならば、今回の人権宣言は永遠に野洲市で同和特別対策が展開されることになり、多くの市民が終結を願っている方向からは逆行します。本決議の文言そのものをとにかく言うわけではございませんが、このような人権宣言はすべきではございません。よって、本決議に反対をいたします。

議長（荒川泰宏君） 第12番 中島一雄君。

12番（中島一雄君） 12番、中島一雄でございます。

私は、ただいまの野洲市「人権尊重のまち」宣言に関する賛成討論を行います。

ただいま議題となっております決議第1号野洲市「人権尊重のまち」宣言に関する決議（案）について、賛成討論を申し上げます。

国の人権擁護推進審議会の答申では、人権尊重の理念を一人ひとりが自分の人権のみならず他人の人権についても正しく理解し、その権利の行使に伴う責任を自覚して人権を相互に尊重し合い、その共存を図っていくことが重要であるとしております。また、すべての人は人間として皆同じように大切な人権を有しており、すべての個人が自立した存在としてそれぞれの幸福を最大限に追求することができる平和と豊かな社会は、市民相互の人権が共に尊重されてこそ初めて実現されるものであると認識しております。

今回の宣言文につきましては、これらの内容が簡潔明瞭に表現されており、「人権と環境を土台に生きる意味が実感できる社会」づくりをまちづくりの基本理念としている野洲市にとりまして非常に意味のある宣言文であると考えております。

以上の観点から、この決議案に賛成するものであります。

議員各位におかれましては、何とぞご賛同賜りますようお願い申し上げます。

議長（荒川泰宏君） これをもって討論を終結いたします。

これより採決いたします。

お諮りいたします。

決議第1号は原案のとおり可決することに賛成の方の起立を求めます。

（多数起立）

議長（荒川泰宏君） ご着席願います。起立多数であります。よって、決議第1号野洲市「人権尊重のまち」宣言に関する決議（案）については、原案のとおり可決されました。

次に、決議第2号「豊かな自然と歴史に彩られたまち・野洲市」平和都市宣言に関する決議（案）は原案のとおり可決することに賛成の方の起立を求めます。

（全員起立）

議長（荒川泰宏君） ご着席願います。起立全員であります。よって、決議第2号「豊かな自然と歴史に彩られたまち・野洲市」平和都市宣言に関する決議（案）については、原案のとおり可決されました。

暫時休憩します。

（午前11時14分 休憩）

（午前11時19分 再開）

議長（荒川泰宏君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

ただいま、追加議案が提出されました。

お諮りいたします。

この際、提出されました意見書第13号、意見書第14号、議第195号及び各常任委員会の所管事務調査についてを日程に追加し、議題といたしたいと思っております。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（荒川泰宏君） ご異議なしと認めます。

よって、意見書第13号、意見書第14号、議第195号及び各常任委員会の所管事務調査についてを日程に追加し、議題とすることに決定しました。

（追加日程第1）

議長（荒川泰宏君） 追加日程第1、意見書第13号野洲市民生活を支える道路整備の推進と道路財源の確保に関する意見書（案）及び意見書第14号日本と同水準のBSE検査体制、安全対策が実施されない限りアメリカ産牛肉の輸入再開を行わないよう求める意見書（案）を一括議題とします。

それでは、意見書第13号につきまして、提出者の説明を求めます。

第20番 田中榮太郎君。

20番（田中榮太郎君） 20番、田中榮太郎でございます。

ただいま議題となっております意見書第13号野洲市民生活を支える道路整備の推進と道路財源の確保に関する意見書(案)を朗読をもって趣旨説明にかえさせていただきます。

道路は、市民生活や経済、社会活動を支える最も基礎的な社会資本であり、その整備は

良好な生活環境を創造するために必要不可欠である。

本市においても、市民生活に密着した居住環境の整備による、安全で住みよい快適なまちづくりを一層推進するため、県内各地を結ぶ広域交通網の整備や人と自然に優しい交通環境の整備に取り組んでいるところである。

しかしながら、本市内の道路整備水準はいまだ不十分であり、地域の交流と連携を進める国道8号野洲栗東バイパスをはじめ、大津湖南幹線、(仮称)湖南・東近江広域幹線道路や日常生活を支える県道及び市道の整備促進、また渋滞解消による沿道環境保全、交通安全対策等、計画的かつ効果的な推進が強く求められている。

よって、政府並びに国会におかれては、地方における道路整備の緊急性と重要性を深く認識していただき、次の事項について特段の配慮をされるよう強く要望する。

記。

1、道路特定財源については、受益者負担の原則にのっとり、一般財源化することなく、すべて国民の期待する道路整備を強力に推進するために充てること。

2、地域間の連携と交流をさらに強化し、豊かで活力ある地域経済圏を構築するため、高規格幹線道路や地域高規格道路等の整備促進を図ること。

3、地域の課題に的確に対応した道路整備を促進するため、道路財源を地方へ重点配分すると共に、地方財政対策を充実すること。

4、地方道路整備臨時交付金及び国庫補助負担金は、箇所、時期を限定して集中的に投下しているものであるから、その廃止・縮減は行わないこと。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

議員各位におかれましては、この主張をご理解いただきましてご賛同賜りますよう、よろしくお願いいたします。

議長(荒川泰宏君) 次に、意見書第14号につきまして、提出者の説明を求めます。

第18番 小菅六雄君。

18番(小菅六雄君) 意見書第14号について、提案説明を行います。

ご承知のように、政府はBSE発生で停止していたアメリカ産牛肉の輸入再開を決定いたしました。しかし、意見書(案)にも書かれておりますように、BSEの検査体制や安全対策が確立されていないままの輸入再開であり、国民の強い批判が出ているところであります。

政府が輸入再開の理由として、専門家の意見を集約した食品安全委員会の答申を踏まえ

た判断だとしています。これは、答申で、脳や脊髄など、病原体が蓄積しやすい部位を取り除く、生後20カ月以下の牛肉と内臓に限るという輸入条件が遵守されれば、国産牛肉とBSEリスクの差は非常に小さいと述べていることを政府はその根拠に上げています。

しかし、答申のこの部分だけを引用し、これをもって再開することは明確な間違いであります。このことは、同じく食品安全委員会の答申で、アメリカのデータに不明な点が多いことなどから、日本とアメリカの食肉のBSEリスクの科学的同等性を評価することは困難と言わざるを得ないと述べています。つまり、現状ではアメリカ産牛肉の安全性を確保できるかどうか、科学的に証明することはできないとしているのであります。政府は再開にあたり、科学的な評価を踏まえ判断したとも言いましたが、少なくとも科学的同等性の評価は困難とした食品安全委員会のこの部分の指摘を無視した中での決定であります。

一方、政府は、アメリカ産牛肉の輸入再開にあたって国民の声にも背を向けています。ご承知のように、国内の全頭検査の緩和をめぐる政府の意見交換会では反対意見が7割に上り、アメリカ産牛肉の輸入再開をめぐる意見交換会でも6割近くが安全性に疑問を投げかけています。同様に、各種世論調査でも、多くの国民が輸入再開に疑問、また反対しています。共同通信社の世論調査では、アメリカ産牛肉を食べたいとは思わないとする人が75.2%に上り、そのうちBSE問題による安全性に不安が残るとの理由を上げた人が最も多く、62.5%を占めています。輸入再開で行政に望むこととして「全頭検査を行うようアメリカに申し入れる」が56.5%と最も多くなっています。これが国民の世論であります。

なお、国民のこのような反対世論に対して「危険だと思えば食べなければよい」「消費者が選択したら」という主張があります。しかし、この主張は消費者に責任を転嫁するもので、政府が、国が食の安全を確保するという責任を免罪するものであります。店頭に並ぶ牛肉は曲がりなりにも選択できるとしても、外食産業や半製品などは消費者としての責任は困難なものであります。困難であるならば、学校給食でもアメリカ産牛肉が使用される可能性も排除できないものであります。

そもそもアメリカでBSEが発生した直後、小泉首相は、輸入再開の検討にあたり、国産牛肉について講じているBSEの全頭検査及び危険部位の除去と同等の対策が必要だと答えていました。しかし、その後、昨年4月の日米合意を受けて、国内の全頭検査の緩和やアメリカ産牛肉輸入再開のための議論を食品安全委員会に押し付けてきたのであります。つまり、アメリカ政府が安全性を無視して日本に対して輸入再開の圧力かけたことが今回

の再開につながっています。

以上、私は国民の意見や専門家の声を無視して再開することは許されないと考えるものでありまして、日本と同水準のBSE対策が実施されない限り、アメリカ産牛肉の輸入再開を行わないことを求めるこの意見書（案）は市民の声を反映したものと考えられるものであり、議員皆さんの賛同をお願いするものであります。

議長（荒川泰宏君） すべての提出者の説明が終わりました。

これより、意見書第13号及び意見書第14号について質疑を行います。

ご質疑はございませんか。

（「なし」の声あり）

議長（荒川泰宏君） ご質疑がないようですので、これをもって質疑を終結いたします。お諮りいたします。

意見書第13号及び意見書第14号につきましては、会議規則第39条第2項の規定により委員会付託を省略いたしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（荒川泰宏君） ご異議なしと認めます。

よって、意見書第13号及び意見書第14号につきましては、委員会付託を省略することに決定しました。

次に、意見書第13号及び意見書第14号について討論を行います。

討論はございませんか。

暫時休憩いたします。

（午前11時31分 休憩）

（午前11時42分 再開）

議長（荒川泰宏君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

討論通告書が提出されましたので、順次これを許します。

まず、意見書第13号について、第18番 小菅六雄君。

18番（小菅六雄君） 私は、意見書第13号についての反対討論を行います。

本意見書（案）の前文で述べられていますように、市民生活に密着した居住環境の整備による、安全で住みよい快適なまちづくりを一層推進するため、本市における生活道路や地域道路の整備を促進することにつきましては何ら異議あるものではありませんが、私はその推進方法について道路財源を特定財源として推進することには賛同できないものであ

ります。

ご承知のように、道路特定財源は、揮発油税、自動車重量税など、国、地方を合わせて年間約5兆8,000億円もの税収となっています。しかしながら、本特定財源制度を継続することは、本意見書(案)が求めている、先ほど言いました地域道路や生活道路の早期整備促進につながらないものと私は考えます。

ご承知のように、この特定財源制度につきましては、小泉内閣の発足時、特定財源から一般財源化の議論が行われました。しかし、この間の議論経過と税の用途を見る限り、大きな問題を含んでおります。道路特定財源においては、道路公団の民営化と絡んで国民の強い批判のある不採算高速道路に新直轄方式を導入し、建設をし続けることや、また、本州四国連絡橋公団の膨大な債務返済を行うなど、年間で3兆円近くが投入されています。このような一例を見ましても、現行特定財源制度のもとでは無駄な公共事業の温床であり、同時に、巨額の税収を使い切るがための制度となっています。だからこそ、ひいて、地方が望む地方道や生活道路の整備は二の次とされる結果となっているのであります。

よって、私は、地方が求める道路の整備促進を早期に推進するためにも、一般財源化の中でこそこれが図られるものと考えます。同時に、今必要なことは、道路特定財源を一般財源化し、国民の福祉、暮らしの予算に回すものとも考えます。

以上の理由により、特定財源の堅持を求めている意見書(案)には賛同できないものであります。

議長(荒川泰宏君) 次に、第9番 鈴木市朗君。

9番(鈴木市朗君) ただいま議題となっております意見書第13号野洲市民生活を支える道路整備の推進と道路財源の確保に関する意見書について、賛成討論を行います。

道路につきましては、今さら申し上げるべきでもなく、市民の日常生活や経済・社会活動を支える最も基礎的な社会資本であり、活力ある地域社会や災害に強いまちづくりを推進する上で、その整備・充実は必要不可欠であります。しかしながら、市内の道路の実態としましては、交通渋滞の慢性化や交通事故の多発等、その機能は著しく低下しております。例えば今日もこのような雪が降ったときに大変な交通渋滞に巻き込まれているということが今、野洲市内で起こっている現状でございます。今後も安全で快適な道路の整備を計画的かつ着実に推進することが求められているところでございます。

ご承知のとおり、道路整備に充てる財源は揮発油税や自動車重量税等の道路特定財源により賄われており、平成19年度までは現行の制度が維持されることになっております。

しかしながら、国においては道路特定財源の一般財源化の方針を打ち出すなど、見直しの議論が行われておりますが、現在の本市の道路整備状況からいたしますと、例えば国道8号野洲栗東バイパスや大津湖南幹線、(仮称)湖南・東近江広域幹線道路をはじめ、市内主要幹線道路の整備に要する道路財源は十分に確保する必要があり、また、地方の道路整備が着実に推進できる方向で議論すべきであると考えております。

既に小菅議員もご存知だと思いますが、滋賀県の道路整備率を見てみますと、平成15年度実績でございますが、49.4%で全国32位と低い位置であり、全国平均の53.4%を下回っている状況でもあります。少子高齢化が進行しております昨今、活力ある地域づくりや安全で安心できるまちづくりを具現化するためには道路の整備はますます重要となってまいります。経済情勢が厳しい今、市民が真に求める社会資本を整備することにより地方の活性化を実現することが必要であると考えるところでございます。

以上の観点から、この意見に賛成するものでございます。

議長(荒川泰宏君) 次に、意見書第14号について、第6番 藤村洋二君。

6番(藤村洋二君) 6番、藤村でございます。

ただいま議題となっております、日本と同水準のBSE検査体制、安全対策が実施されない限りアメリカ産牛肉の輸入再開を行わないよう求める意見書(案)について、反対の立場で討論を行います。

厚生労働省及び農林水産省は、平成17年12月8日の食品安全委員会からの答申を踏まえ、アメリカ政府との間において12月12日、アメリカ産の牛肉などの輸入条件について合意し、アメリカ産牛肉輸入解禁、その後、第1陣は16日に成田空港に到着し、現在、市場に回りつつあります。このことによって日米間の経済摩擦が解消される、このことは歓迎すべきことです。ただ、食の安全に係る問題でございますので、国内消費者の不安な心理をなくすことが一番大切であります。

アメリカ産牛肉の輸入再開は、1つ、脳、脊髄などの特定部位を取り除く、2つ、生後20カ月以下の牛肉と内臓に限るといった厳しい条件が付いておりますし、また、輸入時には検疫所においてアメリカ農務省が発行いたしました衛生証明書により、1つ、輸出プログラムの認定施設で処理された製品である、2つ、輸出プログラムに適合している貨物であるなど、全ロット検査を行うことにより、日本向けの牛肉が処理から出荷まできちんと仕分けをされているか、確認していくことになっております。

現在、生鮮食料品として販売されている牛肉は、小菅議員がおっしゃったように、原産

国が表示されることになっておりますが、加工食品や外食産業などの牛肉処理には何の表示の義務もなく、特に学校給食は限られた時間内で何人分もの多くの食事をつくるため、加工品を利用する割合が高まっていることもあり、食の安全を守るため、これらの義務化を求めていく取り組みが求められてきます。

一方、生肉業界でございますが、輸入禁止で牛肉全体の仕入れ値が高どまりをしておりましたから、商売が立ち行かないと懸念されておりましたことが緩和いたしましたし、食の自立を求められる畜産農家もBSE以降、牛肉の安全性の不安から、打撃が非常に大きく、今回の輸入再開で輸出も再開できるようになりましたので、大いに歓迎しているという現状もございます。

これまでの政府の対応は、BSE問題に対する消費者の不安に対し、食品安全委員会にその説明責任を丸投げしてきた面もあり、輸入が再開された今こそ、政府として責任ある対応が求められるところであります。食の安全と食の自立に向け、今後の政府の責任ある対応を見守っていく、こういう中でこの意見書の提出には反対をいたします。

議長（荒川泰宏君） 次に、第17番 野並享子君。

17番（野並享子君） 意見書第14号日本と同水準のBSE検査体制、安全対策が実施されない限りアメリカ産牛肉の輸入再開を行わないよう求める意見書（案）について、賛成討論を行います。

政府は輸入再開の理由として、専門家の意見を集約した食品安全委員会の答申を踏まえた判断だとしています。生後20カ月以下の牛肉と内臓に限るという輸入条件が遵守されれば、国産牛肉とのBSEリスクの差は非常に小さいとしています。しかし、現状では米国産牛肉の安全性を確保できるかどうか、科学的に評価することはできません。

今、藤村議員が認定とかさまざまな厳しい条件というようなことを言われましたが、しかし、米国産は全頭検査という体制にはございません。一部分の検査というような状況のもと、しかも危険部位の処理の方法も、日本ではすべて焼却しております。アメリカではそれを肉骨粉として飼料に使っている。同じ経営の中でそういったものが紛れ込むという可能性も大というのが現状ではないでしょうか。

こういった状況、政府は再開にあたり、食品安全委員会の専門家の意見を無視した中での再開であります。政府の米国産牛肉の輸入再開にあたっての意見交換会では反対意見が7割にも上りました。同様に、各種世論調査でも、多くの国民が輸入再開に反対をしています。共同通信社の世論調査では、米国産牛肉を食べたいとは思わないという人が75.

2%にも上っておりまして、安全性に不安が残るという声が多くございます。輸入再開で行政に望むこととして、全頭検査を行うよう米国に申し入れるというのが最も多くなっている、こういう状況が全くクリアされてはおりません。

このような日本の国民の反対世論に対して「危険だと思えば食べなければよい」という、「消費者が選択したら」という主張がありますが、この主張は消費者に責任を転嫁するものでありまして、政府が食の安全を確保するという責任を罷免するものであります。外食産業やら、またさまざまな問題で、選別することは困難な状況であり、学校給食でもこういったものを完全に排除できるというようなものも確保されておられません。

そもそも米国でBSEが発生した直後、小泉首相は、輸入再開の検討にあたっては、国産牛肉について講じているBSEの全頭検査及び特定危険部位の除去と同等の対策が必要だと答弁をしておりました。しかし、その後、昨年4月の日米合意を受けて、国内の全頭検査の緩和や米国産牛肉輸入再開のための議論を食品安全衛生委員会に押し付けてきました。アメリカ政府が輸入再開に圧力をかけたということが今回の再開につながっております。先ほど日米の経済摩擦の解消ができたとおっしゃいましたが、経済摩擦と引きかえに日本の国民の安全、食の安全というものを放棄していいのでしょうか。国民の意見や専門家の声をないがしろにして再開することは許されません。

日本と同水準のBSE対策が実施されない限り米国産牛肉の輸入再開を行わないことを求める、この意見書は市民の声を反映したものであり、直ちに国に意見書を上げるべきであります。よって、本意見書に対しての賛成討論といたします。

議長（荒川泰宏君） 次に、第8番 三和郁子君。

8番（三和郁子君） 意見書第14号に対し、賛成討論をいたします。

米国産牛肉の輸入再開、12月12日、正式にゴーサインが出ました。そして、16日に米国産牛肉が日本に上陸いたしました。販売につきましては、大手チェーン店、量販店のスタンスは分かれております。米国産牛肉に関しては、使いたい、使えないというのが本音、安心して食べて下さいと言える段階ではありません。また、消費者団体連絡会事務局長は「輸入再開は安全性の根拠を示さないまま政治解決を優先して決められた感があり、消費者として不安が残る」「米国の検査体制は信用できない」など、多くのコメントがメディアを通して伝えられております。

日本の科学的な全頭検査に比較し、20カ月以内の判定、また危険部位の除去レベルもすべて目視による検査であり、また、日本は脊髄よりの抜き取りですが、アメリカには水

洗洗浄が不十分で、他の転移のおそれがあります。学校給食に使えますか。安全が確保されていると言えないものを安心して食べなさいと保護者として言えますか。このBSEは8年後から10年に発症するものです。薬害エイズ問題の第2の被害者になるおそれがあります。安全と安心は次元が違います。安心は安全と比較にならないほど大切なものです。よって、当意見書に賛成をいたします。

議長（荒川泰宏君） これをもって、討論を終結いたします。

これより採決いたします。

お諮りいたします。

意見書第13号は原案のとおり可決することに賛成の方の起立を求めます。

（多数起立）

議長（荒川泰宏君） ご着席願います。起立多数であります。よって、意見書第13号野洲市民生活を支える道路整備の推進と道路財源の確保に関する意見書（案）については原案のとおり可決されました。

次に、意見書第14号は原案のとおり可決することに賛成の方の起立を求めます。

（少数起立）

議長（荒川泰宏君） ご着席願います。起立少数であります。よって、意見書第14号日本と同水準のBSE検査体制、安全対策が実施されない限りアメリカ産牛肉の輸入再開を行わないよう求める意見書（案）については原案のとおり否決されました。

本日可決されました意見書につきましては、その条項、字句等整理を要するものについては本職に一任されたいと思います。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（荒川泰宏君） ご異議なしと認めます。

よって、条項、字句整理等を要するものについては本職に一任することに決定いたしました。

なお、意見書は本職より直ちに関係機関に提出いたします。

（追加日程第2）

議長（荒川泰宏君） 追加日程第2、議第195号野洲市北桜財産区管理委員会委員の選任につき議会の同意を求めることについてを議題とします。

市長の提案理由の説明を求めます。

市長。

市長（山崎甚右衛門君） それでは、議第195号野洲市北桜財産区管理会委員の選任につき議会の同意を求めることについて、ご説明を申し上げます。

現在の委員7名の任期が平成18年1月24日に満了となるために、去る11月19日に行われました財産区の委員選考の結果を受けまして、議案書のとおり、後藤清澄さんをはじめ7名の方を新たに委員に選任いたしたいので、野洲市北桜財産区管理会条例第3条第1項の規定に基づき、議会の同意を求めるものでございます。よろしくご審議をいただきますようお願い申し上げます。

議長（荒川泰宏君） これより質疑を行います。

ご質疑はございませんか。

（「なし」の声あり）

議長（荒川泰宏君） ご質疑がないようですから、これをもって質疑を終結いたします。お諮りいたします。

議第195号は、会議規則第39条第2項の規定により委員会付託を省略いたしたいと思えます。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（荒川泰宏君） ご異議なしと認めます。

よって、議第195号野洲市北桜財産区管理会委員の選任につき議会の同意を求めることについては、委員会付託を省略することに決定いたしました。

次に、議第195号について討論を行います。

討論はございませんか。

（「なし」の声あり）

議長（荒川泰宏君） 討論がないようですので、これをもって討論を終結いたします。これより採決いたします。

採決の方法は、簡易採決にします。

お諮りいたします。

まず、後藤清澄氏に同意することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（荒川泰宏君） ご異議なしと認めます。

次に、坂口徳行氏に同意することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（荒川泰宏君） ご異議なしと認めます。

次に、関次男氏に同意することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（荒川泰宏君） ご異議なしと認めます。

次に、田中明氏に同意することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（荒川泰宏君） ご異議なしと認めます。

次に、川口よし子氏に同意することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（荒川泰宏君） ご異議なしと認めます。

次に、坂口昭子氏に同意することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（荒川泰宏君） ご異議なしと認めます。

次に、平子清美氏に同意することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（荒川泰宏君） ご異議なしと認めます。

よって、議第195号野洲市北桜財産区管理委員会委員の選任につき議会の同意を求めることについては、原案のとおり同意されました。

（追加日程第3）

議長（荒川泰宏君） 追加日程第3、各常任委員会の所管事務調査についてを議題とします。

会議規則第73条第1項の規定により、お手元に配付しております文書表のとおり、各常任委員長から所管事務調査の通知がありましたので、ご報告申し上げます。

また、会議規則第75条の規定により、所管事務の内容について各常任委員長から閉会中の継続調査の申し出がありました。

お諮りいたします。

各常任委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（荒川泰宏君） ご異議なしと認めます。

よって、各常任委員長からの申し出のとおり、各常任委員会の所管事務調査は閉会中の継続調査とすることに決定いたしました。

以上で、本定例会に付議されました案件の審議はすべて終了いたしました。ここで、市長より発言を求められておりますので、これを許します。

市長。

市長（山崎甚右衛門君） 第7回野洲市議会定例会閉会にあたりまして、ご挨拶を申し上げます。

本定例会は、去る12月5日に招集をさせていただき、本日に至りますまで18日間で行ってまいりました。提案をさせていただきました案件は、条例の一部改正10件、補正予算9件、工事請負契約2件、指定管理者の指定34件、その他7件、それから、本日追加提案いたしました北桜財産区管理会委員の選任同意を合わせまして、合計で実に63件で行ってまいりましたが、それぞれご熱心にご審議をいただき、本日、すべての案件につきまして原案のとおりお認めを賜りまして、誠にありがとうございました。

特に本定例会は、合併後初の市議会議員選挙を受け、初めての定例会となったわけですが、一般質問では野洲市への期待や、我々執行部には気付かない課題など、市民の立場に立ったご質問をいただきました。ご答弁申し上げましたことにつきましてはご期待に沿うべく努力する所存でございますので、ご理解賜りたいと存じ上げます。

さて、ご案内のとおり、合併後1年余りが経過したわけですが、この間、市政運営につきましてはおおむね順調に推移してまいりました。これもひとえに議員皆様のご支援、ご協力があったることと、深く感謝を申し上げます。

一方、国・地方を通じ、かねがね検討が進められておりました三位一体の改革はようやく先月末に一定の決着を見たところでございます。これによりますと、3兆円という大規模な税源移譲は基幹税により行うこととしており、これまでになかった画期的な改革であり、今後の地方分権を進める上で大きな前進であります。引き続き国と地方の行財政改革を進める観点から、今後とも真に地方の自立と責任を確立するための取り組みを行っていく必要があると思っております。

次に、東海道新幹線（仮称）琵琶湖栗東駅の工事協定に関してご報告を申し上げます。

滋賀県と栗東市、促進協議会、JR東海の4者は平成14年4月に基本協定を締結し、駅周辺の区画整理事業の仮換地指定、新駅工事設置に要する費用の確保、新駅利用者の増加施策の、3つの条件が整い次第、工事協定を交わすこととして、今日まで年内締結を目

標に取り組んでまいりました。区画整理事業の仮換地指定及び新駅利用者の増加施策については既に栗東市において条件を満たされたとしており、残されていた費用の確保についても滋賀県、栗東市及び関係市でおおむね協議が調ったことから、来る12月25日に工事の位置、設計及び工程、総工事費、年度別工事費等を定める工事協定を締結する運びとなりました。

また、県と栗東市及び関係5市では工事協定内容の扱いを定める覚書を交わすこととなっておりますので、ご報告を申し上げます。

これから年が明けますと本格的な予算編成を控えております。本市といたしましても、当然のことながら、安定的財政運営に留意しつつ、本格的な新市まちづくりを手がけていくこととなります。どうか議員の皆さんには、今後とも野洲市の行政運営にさまざまな角度から私ども市執行部に対しご助言をいただき、また、皆様方と十分な意見交換を図りながら、議会と執行部が両輪のごとく機能し、本市の活力あるまちづくりの推進が図られることを希望するものでございます。何とぞ議員各位のご支援、ご指導を賜りますようお願い申し上げます。

今年も残すところあとわずかとなり、いよいよ厳寒に向かいます折から、皆さんには切にご自愛を下さいまして、輝かしき新春をご家族皆さんと共に迎えになられますことを心からお祈り申し上げまして、閉会にあたりましてのご挨拶とさせていただきます。

大変ご苦労さんでございました。ありがとうございました。

議長（荒川泰宏君） これをもって、平成17年度第7回野洲市議会定例会を閉会いたします。

ご苦労さまでございました。（午後12時13分 閉会）

野洲市議会会議規則第120条の規定により下記に署名する。

平成17年12月22日

野洲市議会議長 荒川泰宏

署名議員 田中孝嗣

署名議員 中田幸子